

放射性物質の基準値と暫定許容値

項目	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム	区分
飲料水	設定無	10	基準値
牛乳	設定無	50	基準値
一般食品	設定無	100	基準値
乳児用食品	設定無	50	基準値
肥料・土壌改良資材・培土	設定無	400	暫定許容値
飼料(牛及び馬用)	設定無	100	暫定許容値
飼料(豚用)	設定無	80	暫定許容値
飼料(家きん用)	設定無	160	暫定許容値
飼料(養殖魚用)	設定無	40	暫定許容値

単位は Bq(ベクレル)/kg です。

基準値とは、食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の指標を参考に、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値を引き下げた値です。平成 24 年 4 月 1 日から適用されています。

暫定許容値とは、粗飼料(牧草、わら、飼料用作物等)に含まれる放射性物質量の目安(暫定規制値を超えない牛乳や肉牛を生産できるかを判断するための基準)で、農林水産省が設定した値です。暫定規制値の引き下げに伴い一部見直されています。

米・牛肉・大豆・加工品については、経過措置期間が設けられています(例:米と牛肉は平成 24 年 9 月 30 日まで、大豆は同年 12 月 31 日まで暫定規制値を適用)。

**【参考】放射性物質の暫定規制値及び暫定許容値（平成 24 年 3 月 31 日
までの適用値）**

品目	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム	区分
牛乳・乳製品・飲料水	300	200	暫定規制値
野菜類(根菜類、芋類を除く)	2,000	500	暫定規制値
魚介類	2,000	500	暫定規制値
穀類・肉・卵・その他	設定無	500	暫定規制値
肥料・土壌改良資材・培土	設定無	400	暫定許容値
飼料(馬・豚・家きん等用)	設定無	300	暫定許容値
飼料(牛)	設定無	100	暫定許容値
飼料(養殖魚用)	設定無	100	暫定許容値

単位は Bq(ベクレル)/kg です。

暫定規制値とは、原子力安全委員会が定める飲食物接種制限をもとに、厚生労働省が食品衛生法に基づき定めた規制値です。お茶や果実、特用林産物などには暫定規制値が設定されていないため、野菜類の規制値を当てはめて検査されました。

牛乳・乳製品・飲料水につきましては、放射性ヨウ素が 100Bq/kg を超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳への使用を控えてください。